

保護者各位



認定こども園 舞戸保育所
園長 吉田 諭大

保育料決定通知書について

鯉ヶ沢町福祉衛生課より令和2年度4～8月分の保育料決定通知書が届きましたので配布します。
兄弟が同時入園している場合、封筒の中に全員分まとめて同封されています。

※保育料は市町村民税所得割課税額により鯉ヶ沢町が決定しています。保育料の切り替えの時期は9月となり、切り替えが発生する場合は改めて通知されます。

(4～8月分…令和元年度市町村民税所得割課税額により決定。9～3月分…令和2年度市町村民税所得割課税額により決定。)

※今回決定された保育料は、令和元年度9～3月分と同様に令和元年度市町村民税所得割課税額により算出されているため、基本的に大きな変動はありませんが、下記の理由等により金額の増減がある場合があります。

- ①兄弟の卒園できょうだい同時入所がなくなり、半額から全額になった。
- ②きょうだいの多子カウント制限等により減免額が変わった。
- ③母子・父子・身障者世帯該当の世帯(またはその逆)になった。

保育料の決定についてご不明な点がありましたら、鯉ヶ沢町 **ほけん福祉課** 子ども家庭班(☎72-2111(内線 149))までお問い合わせください。

※令和元年10月から始まった「幼児教育の無償化」により、3～5歳児全員と、0～2歳児の市町村民税非課税世帯の「保育料」が無償となっています。

(3～5歳児の主食費(舞戸保育所では持参)、副食費(月額4,500円)、延長保育利用料、預かり保育利用料は無償化の対象となりません。世帯の所得状況や保護者の就労の状況等により免除となる場合もあり、対象者には別途通知されます。)

幼児教育・保育の無償化
特設ホームページ(内閣府)



幼児教育・保育の無償化について
(舞戸保育所 令和元年9月14日発行)



認定こども園の利用は保護者と園との直接契約のため、保育料・副食費・延長保育利用料・預かり保育利用料は、園に納めていただくことになります。

請求明細書と納入袋を毎月20日頃に配布しますので、**毎月25日頃までに現金にて納入してください。**

(※納入袋は必ずおたよりホルダーに挟んで持たせ、連絡帳や口頭で、納付金が入っていることをお知らせください。)

(※納付金は土曜日や夕方など、銀行が開いていない時間にはご持参いただかないようご協力をお願いします。)

(※1号認定の預かり保育(幼稚園型一時預かり)の利用料は、金額が確定し次第の請求となりますので、納入袋の配付日が2・3号認定の子と異なる場合があります。)

納入が確認できたら、**領収証をお渡しします。**請求明細書と領収書は大切に保管してください。